

平成30年7月24日開催

石狩市教育委員会会議（7月定例会）資料

<議 案>

- ・石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について・・・P1～P4

<報告事項>

- ・統合校の校名選定について・・・別紙1
- ・第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について
・・・P5～P6
- ・はまます郷土資料館の再オープンについて・・・別紙2
- ・食物アレルギー対応給食の提供について・・・P7
- ・学校給食費の未納者に対する支払督促申立について・・・P8
- ・鮭の博物誌刊行中止に伴う事後処理の状況について・・・P9

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第 1 号

石狩市学び交流センター条例施行規則の一部を改正する規則案

平成30年 7 月24日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市学び交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市学び交流センター条例施行規則（平成23年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後				
<u>（開館時間及び休館日）</u> 第 2 条 石狩市学び交流センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、石狩市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 <table><tr><td>開館時間</td><td>午前 9 時から午後 9 時まで</td></tr><tr><td>休館日</td><td>火曜日及び12月29日から翌年 1 月 3 日まで</td></tr></table>	開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	休館日	火曜日及び12月29日から翌年 1 月 3 日まで	<u>第 2 条 削除</u> <u>（使用の承認）</u> 第 3 条 条例第 4 条の規定により石狩市学び交流センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、石狩市学び交流センター使用申請書（別記第 1 号様式）又は石狩市学び交流センター定期使用申請書（別記第 2 号様式）を石狩市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。 2 委員会は、前項に規定する申請書を審査し、使用承認を決定したときは、条例第 5 条の規定による使用料の納入を確認したうえ、石狩市学び交流センター使用承認書（別記第 3 号様式）又は石狩市学び交流センター定期使用承認書（別記第 4 号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、委員会は特別の事由がある
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで				
休館日	火曜日及び12月29日から翌年 1 月 3 日まで				
<u>（使用の承認）</u> 第 3 条 条例第 3 条の規定によりセンターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、石狩市学び交流センター使用申請書（別記第 1 号様式）又は石狩市学び交流センター定期使用申請書（別記第 2 号様式）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 2 委員会は、前項に規定する申請書を審査し、使用承認を決定したときは、条例第 4 条の規定による使用料の納入を確認したうえ、石狩市学び交流センター使用承認書（別記第 3 号様式）又は石狩市学び交流センター定期使用承認書（別記第 4 号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、委員会は特別の事由がある					

と認めたときは、使用料について使用後の納入を認めることができる。

(使用料の減免)

第4条 条例第4条第2項に規定する使用料を減免することができる場合及び減免率は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1)～(3) 略

と認めたときは、使用料について使用後の納入を認めることができる。

(使用料の減免)

第4条 条例第5条第2項に規定する使用料を減免することができる場合及び減免率は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第6条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1)～(3) 略

(読替規定)

第10条 条例第12条第1項の規定により指定管理者に管理に関する業務を行わせる場合にあっては、第3条（第2項ただし書を除く。）及び第6条から第8条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 条例第12条第4項の規定により指定管理者にセンターの利用に係る料金を収受させる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第3条第1項	条例第4条	条例第12条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する条例第4条
	使用しようとする者	利用しようとする者
	石狩市学び交流センター使用申請書（別記第1号様式）	石狩市学び交流センター利用申請書
	石狩市学び交流センター定期使用申請書（別記第2号様式）	石狩市学び交流センター定期利用申請書

	石狩市教育委員会（以下「委員会」という。）	指定管理者
第3条第2項	委員会	指定管理者
	使用承認	利用承認
	条例第5条	条例第12条第4項の規定により読み替えて適用する条例第5条
	使用料	利用料金
	石狩市学び交流センター使用承認書（別記第3号様式）	石狩市学び交流センター利用承認書
	石狩市学び交流センター定期使用承認書（別記第4号様式）	石狩市学び交流センター定期利用承認書
	使用後	利用後
第4条	条例第5条第2項	条例第12条第4項の規定により読み替えて適用する条例第5条第2項
	別表のとおりとする	別表を基準とする
	使用料	利用料金
第5条	条例第6条	条例第12条第4項の規定により読み替えて適用する条例第6条
	使用料	利用料金
	使用の	利用の
	使用者	利用者

(委任) <u>第10条</u> 略		使用できなくなった	利用できなくなった
		使用開始	利用開始
		委員会	指定管理者
	第6条	使用期間	利用期間
		委員会	指定管理者
	第7条	委員会	指定管理者
		使用	利用
	第8条	使用者	利用者
		委員会	指定管理者
	第9条	使用者	利用者
	別表	使用する	利用する
	(委任) <u>第11条</u> (改正前第10条と同じ。)		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

<報告事項②>

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画において、数値目標を設定した休暇等の取得状況について、以下のとおり取りまとめたので、公表します。

平成 29 年度の取り組み状況（休暇等の取得状況）

数値目標		取得状況（平均）					
		小学校			中学校		
		対象者	取得者	取得状況	対象者	取得者	取得状況
配偶者出産休暇	男性職員一人あたり 2 日	8 人	5 人	2.1 日	13 人	4 人	1.9 日
育児参加休暇	男性職員一人あたり 3 日	8 人	3 人	1.8 日	6 人	3 人	0.8 日
育児休業	女性職員 100%	8 人	8 人	100%	2 人	2 人	100%
	男性職員 10%	10 人	1 人	10%	4 人	0 人	0%
年次有給休暇	職員一人あたり 15 日	231 人	230 人	14.7 日	154 人	154 人	13.5 日

（参考）平成 28 年度の取り組み状況（休暇等の取得状況）

数値目標		取得状況（平均）					
		小学校			中学校		
		対象者	取得者	取得状況	対象者	取得者	取得状況
配偶者出産休暇	男性職員一人あたり 2 日	3 人	1 人	2.6 日	17 人	9 人	2.0 日
育児参加休暇	男性職員一人あたり 3 日	9 人	0 人	0 日	7 人	1 人	0.6 日
育児休業	女性職員 100%	3 人	3 人	100%	1 人	1 人	100%
	男性職員 10%	3 人	0 人	0%	9 人	0 人	0%
年次有給休暇	職員一人あたり 15 日	241 人	241 人	13.9 日	157 人	157 人	13.6 日

※ 配偶者出産休暇とは

配偶者の出産に係る入退院の付き添い、出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生届等のために取得することができる特別休暇。(配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後 2 週間を経過するまでの間(特別な事情がある場合を除く)において、3 日以内で、1 日又は 1 時間単位で取得できる。)

※ 育児参加休暇とは

配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育(授乳、付添い、保育園への送迎等)をするために取得することができる特別休暇。(配偶者の出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)前から出産の日後 8 週間の間において 5 日以内で、1 日又は 1 時間単位で取得できる。ただし、出産に係る子が第 1 子の場合、産後の期間のみ取得できる。)

<報告事項④>

食物アレルギー対応給食の提供について

1. 食品別対応例

1) 卵

対象食品名	区 分	献立名	対応内容
鶏卵	除去食	親子丼の具	洗浄・切裁後の食材を取り分け、鶏卵なしの煮物を調理する。
		卵スープ かきたま汁	洗浄・切裁後の食材を取り分け、鶏卵なしの汁物を調理する。
うずら卵	除去食	あんかけラーメン ちゃんぽん麺	洗浄・切裁後の食材を取り分け、うずら卵なしの麺用スープを調理する。
		中華煮 八宝菜 おでん	洗浄・切裁後の食材を取り分け、うずら卵なしの煮物を調理する。
卵入り加工食品	代替食	プリン	卵不使用のプリン等に代替
		ワッフル	卵不使用のワッフル等に代替

2) 乳及び乳製品

対象食品名	区 分	献立名	対応内容
乳	代替食	牛乳	麦茶に代替 ※
乳及び乳製品入り加工食品	代替食	チーズ	小袋の小魚等に代替
		ヨーグルト	乳製品不使用のゼリー等に代替
		プリン	乳製品不使用のプリン等に代替
		ワッフル	乳製品不使用のワッフル等に代替

2. 提供開始時期

- 1) 卵、乳及び乳製品入り加工食品の代替食 平成30年9月分献立から
 2) 卵除去食 平成30年10月分献立から

石狩市学校給食センターのみの対応。（※は厚田学校給食センターでも対応。）

<報告事項⑤>

学校給食費の未納者に対する支払督促申立について

1. 最終催告対象者

- ・平成27～28年度に未納がある者を抽出
- ・上記のうち、平成29年度中に一度の納付もない者を抽出
- ・上記のうち、未納額が1万円未満の者を除く
- ・上記のうち、現在対応中、分納誓約中、要保護・準要保護者は除く
- ・これらの者に対し、平成30年3月12日に最終納付催告書を発送

2. 支払督促申立対象者

条 件	対象者数
最終納付催告書発送対象者（内容証明郵便）	21人
その後、完納した者を除く	2人
その後、分納誓約し一部納付した者を除く	7人
その後、個別対応し納付の意思がある者を除く	1人
その後、平成30年度に就学援助の対象となった者を除く	2人
支払督促申立対象者	9人

3. 請求の趣旨

未納額合計	830,027円
上記金額に対する支払督促送達の日から完済まで年5%の割合による遅延損害金	
申立手続費用合計	24,676円

4. 申立の状況

- ・平成30年 6 月 28 日 支払督促申立
- ・平成30年 7 月 4 日 支払督促発付（9人）

<報告事項⑥>

鮭の博物誌刊行中止に伴う事後処理の状況について

1 執筆者との協議

- ・相手方：市外研究者 4 名、構成検討委員会メンバー 4 名の全員
- ・協議終了：平成 30 年 6 月 28 日
- ・合意内容：①今回市が収受した原稿は、引き続き市が発行する権限を持つ
②今後、原稿の大幅な修正が必要になった場合は改めて協議する など

2 編集委託先との協議

- ・相手方：編集工房 honda 本多政史
- ・協議成立：平成 30 年 7 月 6 日
- ・合意内容：①平成 30 年 2 月 8 日に遡及して編集委託契約を解除する
②相手方は市に損害賠償を求めない
③相手方は市に 253,152 円を返却する など

3 印刷契約先との協議

- ・相手方：株式会社 アイワード
- ・協議継続中